

新型コロナウイルス感染防止対策の見直しについて

イカイコントラクトで働く従業員の皆様、毎日の業務大変お疲れ様です。この度、政府が新型コロナウイルスの取り扱いを5類（季節性インフルエンザと同等）に変更しております。現在、感染者が大きく増加していない事も踏まえ、イカイコントラクトの感染防止対策について、下記の通り5月26日より見直しを実施いたします。

記

1. 感染防止対策の継続事項

- 事務所入り口等の検温器、アルコール消毒は当面の間継続とする。
- 手洗い、手指消毒、マスク着用、換気の実施等は職場で適宜判断の上、実施とする。
- 感染が疑われる症状（発熱、頭痛、のどの痛み、咳、鼻水、倦怠感等）が出た場合は、出社せず、上長に連絡の上、速やかに医療機関を受診し医師の指示に従うこと

2. 感染防止対策の廃止事項

- 職場、会議室、面談室等のパーテーション撤去
- マスクの着用ルールの廃止（個人の判断で着用は可とする）

3. 感染時の対応（インフルエンザと同様の扱い）

- 感染者は、「発症日から5日経過、且つ、症状軽快後24時間経過まで自宅療養」とし、症状が回復した後、上司に連絡したうえで、職場復帰すること
- 感染者の職場周辺の人には、最終接触日から3日間、起床時の検温とマスクの着用をすること
- 担当上司は、所定の様式を使用して安全衛生管理課コロナ対策室まで報告すること
- その他、不明な時は、上司に相談の上、指示を待つこと。相談を受けたものが判断できないケースは、安全衛生管理課コロナ対策室に確認をとること

4. その他

- 上記を守るとともに、就業先で新型コロナ・インフルエンザ感染防止対策のルールがある場合は、そちらにもしたがうこと